

令和6年度 民間学童保育室保育料の助成制度について

市では、入室要件(就労等の一定の条件)を満たす世帯の民間学童保育室の入室に関して、下表のとおり基本となる保育料を助成します。以下の事項をお読みいただき、助成に該当する世帯は、提出書類をそろえて市に申請してください。

1 対象世帯と支援額

	対象世帯	助成額	
		8月分以外	8月分
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	6,000円	12,000円
B	当該年度分の市町村民税 非課税世帯 （A階層に該当するものを除く。）	6,000円	12,000円
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯で、その市町村民税 所得割の額の年額階層 が次の額であるもの（A階層又はB階層に該当するものを除く。）	10,000円未満	3,200円
		10,000円以上 27,000円未満	2,300円

2 提出書類

(1)高槻市民間学童保育室保育料助成申請書

(2)添付書類 … 階層に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください（下記参照）。

なお、添付書類は、**保護者全員分（単身赴任者を含む）と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分**が必要です。（ただし、証明書類上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

①A階層の方

「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所長の発行するもの。

②B階層及びC階層の方

「**令和6年度市・府民税（所得・課税）証明書**」（令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得可能、※高槻市の場合、23番窓口（税制課）にて発行）または「**令和6年度市・府民税納税通知書**」の写し

※添付書類の提出はコピー（感熱紙不可）で構いませんが、照合確認が必要なため原本を併せてお持ちください。なお、提出用コピーは申請前に済ませておいてください。

(3)助成金振込先の通帳等の写し（金融機関名、口座番号、通帳の名義人がわかるもの）

3 留意事項

(1)保育料支援の申請は高槻市子ども育成課（総合センター7階）で、下記の通り年2回受け付けます。

①前期申請(4月～9月分保育料)	令和6年9月17日（火）～10月18日（金）	} 土・日・祝日を除く
②後期申請(10月～3月分保育料)	令和7年3月3日（月）～3月31日（月）	

※ 期間内最終月の保育料支払いが済み次第、原則上記期日中に速やかにご申請ください。なお、難しい場合はご相談ください。

(2)添付書類は、前期申請で添付書類の提出があり、世帯構成に変更がない場合は、後期申請時には添付書類は不要です。

(3)申請内容の確認が必要なため、郵送では受け付けません。ただし、**前期申請で支援を受けた世帯が世帯構成に変更がない場合は、後期申請は郵送提出可能です。**

(4)2人以上の児童が入室の場合は、**申請書の提出は人数分必要**ですが、添付書類は1部で結構です。

(5)市町村民税の所得割額は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等を行う前の額とします。

(6)市に申請する際は、保育料を支払済みであることの事業者の証明が必要です。事業者の証明がない場合、申請を受け付けることができません。

(7)公立学童保育室保育料の減免を受けていた世帯が年度途中で民間学童保育室へ入室された場合、保育料の支援を受けるためには改めて添付書類をそろえて申請が必要です。ただし、公立学童保育室の令和6年6月以降の保育料の減免を受けていた世帯は、添付書類は不要です。